

Ⅱ 点検結果の概況

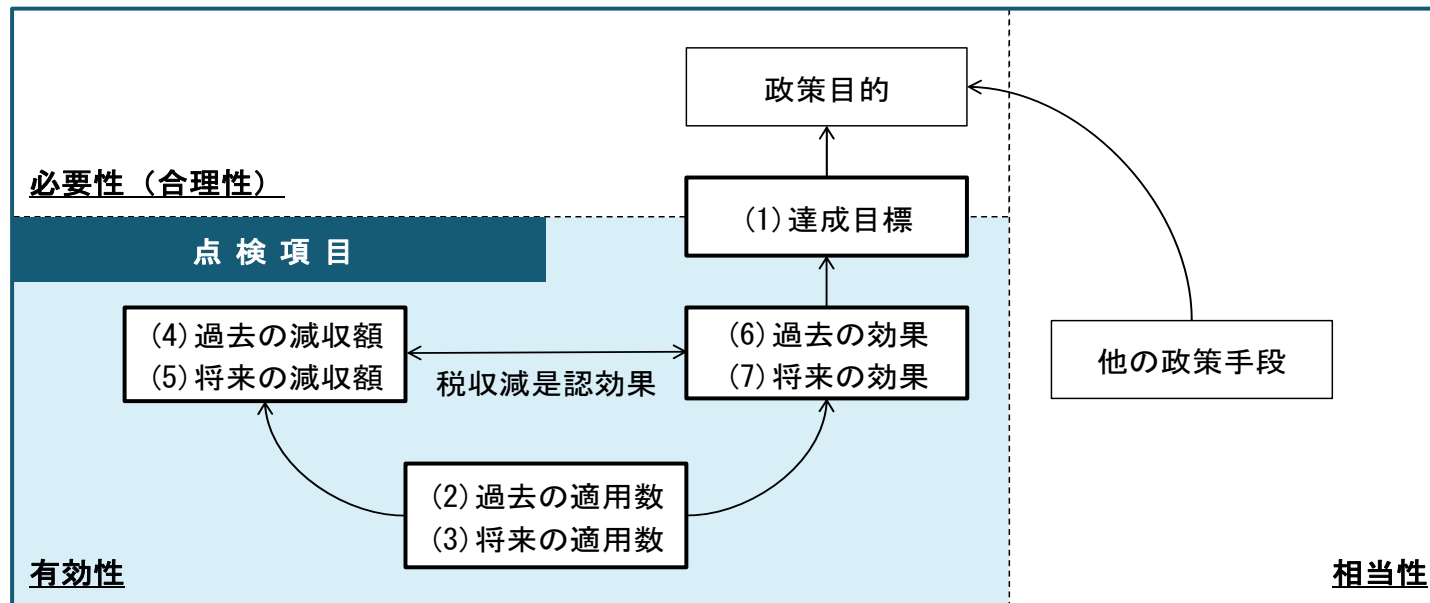
1 点検対象・点検方法

総務省（行政評価局）は、毎年度、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価を点検しており、平成29年度の点検では、各行政機関に実施が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る租税特別措置等に係る事前評価40件を重点的に点検することとした。

点検に当たっては、ガイドラインにおいて評価書に記載が求められている項目の中から、政策目的の実現に向けた手段としての「有効性」に重点を置き、点検項目「(1)達成目標」、「(2)過去の適用数」、「(3)将来の適用数」、「(4)過去の減収額」、「(5)将来の減収額」、「(6)過去の効果」及び「(7)将来の効果」を設定した（図表3参照）。

点検は、政府全体で進められているEBPM（証拠に基づく政策立案）の取組も踏まえ、設定した(1)～(7)の各項目について、客観的なデータに基づき分析・説明されているかを中心に行うこととし、分析・説明の内容が不十分と思われる点については、点検プロセスにおいて各行政機関に補足説明を求め、それでも改善が見られなかった場合、その点を課題として指摘することとした。その結果は、図表4に沿ってA～Eの5段階に分類して表すこととした。

図表3 点検項目



図表4 分類（A～E）の考え方

| 分類 | 考え方 | 分析・説明の有無 | 定量化の有無 | 十分な算定根拠等の説明の有無 | 十分な分析・説明の有無（注） |
|----|---|----------|--------|----------------|----------------|
| A | 一定の分析はされており、今後も評価水準の維持向上を図っていくべきもの | あり | あり | あり | あり |
| B | データが算定根拠とともに示されているが、それらを用いた分析・説明が十分ではないもの（外部要因が勘案されていない、想定と実態がかい離しているが原因分析が不十分など） | あり | あり | あり | なし |
| C | 定量的なデータによって分析・説明されているが、その算定根拠等が不足しているもの | あり | あり | なし | |
| D | 定性的説明はされているが、定量化が不十分なもの | あり | なし | | |
| E | 分析・説明されていないもの | なし | | | |

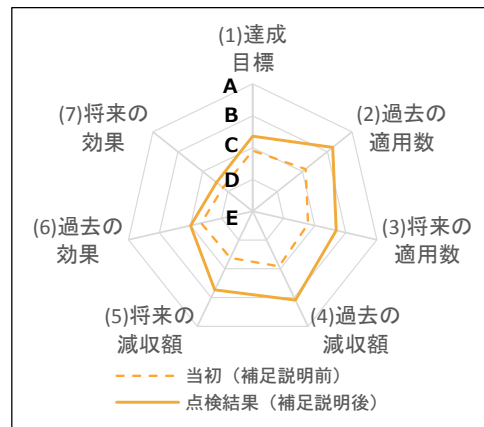
（注） 外部要因を考慮した措置の直接的効果の分析等

2 点検結果

租税特別措置等に係る事前評価40件の点検結果は、図表5及び6のとおりである。

全体の状況（図表5）としては、点検プロセスにおける各行政機関の補足説明によって、「適用数」及び「減収額」については分析・説明の内容に改善が見られる一方、「効果」については、客観的なデータによる検証が十分とはいえない状況にあった。また、図表6を見ると、客観的なデータがその算定根拠とともに示されていない（達成目標にあっては、達成すべき水準（目標値）が目標達成時期とともに示されていない）もの（C～E段階）の割合は、(1)達成目標は75.0%（30/40件）から52.5%（21/40件）に、(2)過去の適用数は80.9%（17/21件）から38.0%（8/21件）に、(3)将来の適用数は80.0%（32/40件）から40.0%（16/40件）に、(4)過去の減収額は90.4%（19/21件）から38.0%（8/21件）に、(5)将来の減収額は85.0%（34/40件）から40.0%（16/40件）に、(6)過去の効果は80.9%（17/21件）から47.6%（10/21件）に、(7)将来の効果は90.0%（36/40件）から82.5%（33/40件）になった。そのほか、一部の項目に分析・説明がない項目が残る著しく不十分なもの（E段階）も8件あった。

図表5



図表6 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（点検項目別）

| 項目 分類 | (1)達成 目標 | (2)過去 の適用数 | (3)将来 の適用数 | (4)過去 の減収額 | (5)将来 の減収額 | (6)過去 の効果 | (7)将来 の効果 |
|----------|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------|
| A | 13 (3) | 13 (3) | 24 (8) | 12 (2) | 23 (6) | 1 (0) | 3 (1) |
| B | 6 (7) | 0 (1) | 0 (0) | 1 (0) | 1 (0) | 10 (4) | 4 (3) |
| C | 2 (10) | 8 (15) | 9 (19) | 7 (16) | 7 (20) | 2 (9) | 6 (9) |
| D | 18 (19) | 0 (0) | 1 (1) | 0 (0) | 2 (0) | 7 (5) | 22 (15) |
| E | 1 (1) | 0 (2) | 6 (12) | 1 (3) | 7 (14) | 1 (3) | 5 (12) |
| — | — — | 19 (19) | — — | 19 (19) | — — | 19 (19) | — — |

(注) 1 図表5は各項目の分類（A～E）に4点～0点を付し、その合計を評価書の数で除すことにより作成
 2 図表6の（ ）内は、補足説明前の当初の評価書の数

(1)～(7)の項目別に詳細を見ると、次のとおりである。

なお、新設要望に係る評価19件については、過去の適用数、過去の減収額及び過去の効果は存在しないため、それぞれの母数から除いている。また、各項目の各段階の内訳として、具体的にどのような課題が見られたかを件数とともに記載しているが、この件数は重複して計上しているため、合計と一致しない。

(1) 達成目標

達成目標は、租税特別措置等の効果を事後に検証するに当たり必須となるものであることから、定量的な達成目標を適切に設定する必要があるところ、A段階のものが13件、B段階のものが6件、C段階のものが2件、D段階のものが18件、E段階のものが1件であった。B段階の6件は、達成目標の実現が政策目的の実現に寄与することが十分に明らかにされていないものであった。C段階の2件は、達成目標を達成すべき時期が明らかにされていないものであった。D段階の18件は、達成すべき水準（目標値）が定量的に示されていないものであった。E段階の1件は、達成目標が設定されていないものであった。

(2) 過去の適用数

過去の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を把握するための基礎となる情報であることから、適用数を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが13件、B段階のものが0件、C段階のものが8件、D段階のものが0件、E段階のものが0件であった。C段階の8件の中には、租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）（以下「租特透明化法」という。）に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが5件、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが3件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが2件あった。

(3) 将来の適用数

将来の適用数については、租税特別措置等の効果や減収額を予測するための基礎となる情報であることから、適用数を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが24件、B段階のものが0件、C段階のものが9件、D段階のものが1件、E段階のものが6件であった。C段階の9件の中には、適用数の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが6件、適用数が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、適用数に関するその他の説明が不足しているものが1件あった。D段階の1件は、適用数が定量的に予測されていないものであった。E段階の6件は、適用数が予測されていないものであった。

(4) 過去の減収額

過去の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが12件、B段階のものが1件、C段階のものが7件、D段階のものが0件、E段階のものが1件であった。B段階の1件は、把握された減収額が、前回評価時の予測とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないものであった。C段階の7件の中には、租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用実態等に関する情報を用いていないものが5件、減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが4件、減収額が税目ごとに把握されていないものが2件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに把握されていないものが2件あった。E段階の1件は、減収額が把握されていないものであった。

(5) 将来の減収額

将来の減収額については、租税特別措置等の効果が税収の減少を是認するものであるかを分析するために必須となるものであることから、減収額を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが23件、B段階のものが1件、C段階のものが7件、D段階のものが2件、E段階のものが7件であった。B段階の1件は、予測される減収額が、過去の実績とかい離していることについて、その原因が明らかにされていないものであった。C段階の7件の中には、減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが5件、減収額が分析対象期間内の年度ごとに予測されていないものが3件、減収額が税目ごとに予測されていないものが2件、減収額に関するその他の説明が不足しているものが1件あった。D段階の2件は、減収額が定量的に予測されていないものであった。E段階の7件は、減収額が予測されていないものであった。

(6) 過去の効果

過去の効果については、達成目標の実現状況、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、効果を適切に把握する必要があるところ、A段階のものが1件、B段階のものが10件、C段階のものが2件、D段階のものが7件、E段階のものが1件であった。B段階の10件の中には、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が把握されていないものが8件、租税特別措置等が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないものが5件（うち把握される適用数が10件未満と僅少であるものが4件）、既存の対象資産・対象事業の適用実態を踏まえた分析がなされていないものが2件あった。C段階の2件の中には、効果が年度ごとに把握されていないものが2件、効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の説明が不十分であるものが1件あった。D段階の7件は、効果が定量的に把握されていないものであった。E段階の1件は、効果が把握されていないものであった。

(7) 将来の効果

将来の効果については、達成目標の実現見込み、ひいては政策目的の実現に向けた手段としての有効性を検証するために必須となるものであることから、効果を適切に予測する必要があるところ、A段階のものが3件、B段階のものが4件、C段階のものが6件、D段階のものが22件、E段階のものが5件であった。B段階の4件の中には、他の政策手段や経済情勢等といった他の要因の影響を除く租税特別措置等の直接的な効果が予測されていないものが4件、租税特別措置等が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないものが2件（うち予測される適用数が10件未満と僅少であるものが2件）あった。C段階の6件の中には、効果が年度ごとに予測されていないものが5件、効果の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）

の説明が不十分であるものが4件、効果に関するその他の説明が不足しているものが1件あった。D段階の22件は、効果が定量的に予測されていないものであった。E段階の5件は、効果が予測されていないものであった。

3 点検結果の活用及び今後の課題

(1) 本年度の税制改正作業における点検結果の活用

点検の結果、分析・説明の内容が不十分であると指摘した評価書に係る租税特別措置等については、今後の税制改正作業において、更なる検証が必要である。

(2) 次期評価に向けた今後の課題

E段階であったものは、適用数や効果などの項目が全く把握されていない、又は予測されていない評価であるが、いずれの項目も租税特別措置等の有効性を分析・説明するために必要不可欠なものであることから、まずは何らかの分析・説明を行う必要がある。

C・D段階であったものは、各項目の分析・説明について、定量的なデータがその算定根拠とともに示されていないものがあるが、租税特別措置等の効果検証を客観的なデータに基づき、行うためには、各項目について、少なくとも定量的なデータを算定根拠とともに示す必要がある。特に「効果」については、他の項目と比べて、これらの段階であるものの割合が高いため、定量的なデータを算定根拠とともに示す必要性が高いと考えられる。

B段階であったものは、各項目の分析・説明について定量的なデータが算定根拠とともに示されているが、外部要因が勘案されていないものや、想定と実態がかい離しているにもかかわらず、原因分析が不十分なものであり、引き続き定量的なデータを算定根拠とともに示すことは維持しつつ、外部要因の勘案等を十分に行う必要がある。

A段階であったものは、現時点において特段の課題はなく、今後も評価水準の維持向上を図っていく必要がある。

このような課題が解消され、政府全体としての政策評価の質が一層向上するよう、今後、関係機関の協力も得つつ、先行的な取組の実例を参考とすることなども含め、各行政機関の政策評価における客観的なデータに基づく政策効果の検証の徹底に向けた方策を検討する必要がある。

